



学術会議のあり方に関する 政府の検討状況とその対応について

第188回総会
第25期 日本学術会議会長
梶田 隆章

2020年10月以降の経緯

- 2020年10月：第25期開始。**会員任命問題**
- 2021年4月：**総会で「より良い役割発揮に向けて」承認**
 - 井上信治科学技術政策担当大臣（2020年9月～。菅内閣）。活動の見直し、改革。設置形態についてもフラットに検討
- 2022年1月：会長が**総理に面談**
 - 岸田総理「学術会議との建設的な関係を作りたいと考えており、引き続き対話と意思疎通を図っていきたい」「より良い役割発揮に向けた日本学術会議のこれまでの取組について心強く思う、引き続き努力して具体的な成果につなげてほしい」
 - 会員の任命については、「当時の菅総理が任命権者として最終判断したものであり、一連の手続は終了していると承知している」「今後対話を重ねていくことが重要」
 - 任命問題に関する事柄は松野官房長官が担当、学術会議の組織・運営に関する事柄はこれまでと同様に小林科学技術政策担当大臣が担当
- 2022年3月：会長が**官房長官と面談（任命問題）**
 - 「今後も対話を続けていく」
- 2022年8月：会長が**官房長官と面談（任命問題）**
 - 次期選考プロセスの中での解決を示唆（8月の総会で報告、議論）

会員任命問題に関する経緯①

<令和2年>

10月2日 第181回総会

「第25期新規会員任命に関する要望書」を決定し、内閣総理大臣に提出。6名が任命されない理由の説明および任命されていない会員候補者の速やかな任命を要請。

<令和3年>

1月28日 幹事会声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」

「定数 210 名にたいし6名の欠員という法の定めを満たさぬ状態が長く継続することは、本会議の独立性を侵す可能性があるものといわなければなりません」として、その是正を図ることを内閣総理大臣に要請。

4月22日 第182回総会

日本学術会議会則第2条に基づく声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」を決定し、内閣総理大臣に提出。総会の総意として、6名の候補者を即時任命するよう要求。

9月30日 会長談話「第25期日本学術会議発足1年にあたって(所感)」

「日本の科学者の代表機関としての本会議が科学者としての専門性に基づいて推薦した会員候補者が任命されず、その理由さえ説明されない状態が長期化していることは、残念ながら、科学と政治との信頼醸成と対話を困難にするものだと言わなければなりません。第25期発足から1年にあたり本会議は、第182回総会声明を再度確認して、相互の信頼にもとづく対話の深化を通じて現在の危機を乗り越える努力が重ねられることを強く希求いたします。」

会員任命問題に関する経緯②

<令和3年>

12月3日 第183回総会

「政府と日本学術会議の新たな関係構築に向けての要望書」を決定。

新たな内閣との未来志向の対話の第一歩として、できるだけ早期に、本会議会員の任命権者である岸田内閣総理大臣と本会議を代表する梶田会長との面談を実現し、会員任命問題を含む現下の様々な課題について率直な意見交換を行う機会とするよう、総会の総意として強く要望。

<令和4年>

1月13日 岸田内閣総理大臣との面談

岸田総理から、学術会議との建設的な関係を作りたいと考えており、引き続き対話と意思疎通を図っていききたいとの考えが示される一方、会員の任命については、当時の菅総理が任命権者として最終判断したものであり、一連の手続は終了していると承知しているとした上で、今後対話を重ねていくことが重要であるとの発言。任命問題に関する事柄は松野官房長官が担当され、学術会議の組織・運営に関する事柄はこれまでと同様に小林大臣が担当されること。

3月16日 松野内閣官房長官との面談(第1回)【後述】

4月18日 第184回総会

梶田会長から、会員任命問題について報告。問題に取り組む際の基本的な考え方(次ページ)を提示した上で、官房長官との対話を継続すること、必要な場合には臨時総会を召集して対応策について審議すること、これまでの考え方を堅持して粘り強い取組を進めること等について確認。

8月3日 松野内閣官房長官との面談(第2回)【後述】

任命問題に取り組む際の基本的考え方(令和4年4月総会)

1. 第24期の第180回総会において会員候補者として推薦することが決定された全員の任命、すなわちいまだ任命されていない6名の方々の任命を求める。
2. 日本学術会議法は第七条の3項において、3年ごとに会員210名の半数にあたる105名を任命することを内閣総理大臣に求めている。したがって99名は任命されたものの、任命されなかった6名がいる限り、任命行為は完了していない。そのことの是正を図れるのは内閣総理大臣だけである。
3. 政府が「一連の手続きは終了している」という立場をとっていることに留意し、上の2点の原則を踏まえてどのような対応が可能かを多様な観点から検討する。
4. 会員候補の選考および内閣総理大臣への推薦の決定は、法に基づき会則に定められた総会の承認事項であり、その見直しを要するような手続きを踏むことを求められた場合、会長や幹事会にはその判断を行う権限はない。そのような場合には、総会に対して事実経過を正確に報告した上で、総会による判断を求める。

任命問題に取り組む際の基本的考え方(追加)(令和4年8月総会)

- 任命されなかった6名の方々を欠員を補充する補欠の候補者として推薦することはありうるのかという、記者会見でたびたび出された質問には、以下の考え方で対応
 - ① 令和2年10月に任命されなかった6人は、3年ごとに行われる半数改選に際して会員候補者として推薦したものであり、任期の途中で生じた定年等による欠員を補充するための候補者として推薦することは考えていない。
 - ② 第25期の補欠の選考はあくまで第25期の会員として任命された方々の定年等による欠員の補充を行うものであり、そのための規定も整備している。したがって、そもそも任命されなかった方々をそれと同列に扱うことは制度的にできないというのが私たちの考え方である。

松野内閣官房長官との対話（第1回R4年3月16日、第2回8月3日）

【梶田会長からの提案】

- ・ 任命されていない6名の会員候補者の名簿を改めて提出する用意。

【松野長官の回答】

- 候補者の選定を改めて行うことはせず、名簿を出し直すだけのものと理解。実質的に従来と変わらず、「一連の手続は終了した」という政府の考え方と相いれない。「未来志向」という点からもそぐわない。

【松野長官からの提案】

- ・ 未来志向の観点から、新たな選考プロセスの考え方を踏まえて、改めて候補者選考を行うことを検討いただきたい。例えば、この秋から、次期の半数改選に向けての候補者選考が始まると承知。次期の候補者選考を進める中で解決を考えていくのも一案。
- ・ 「一連の手続は終了」という政府の立場も考慮した上で、改めて解決の道を考えていただけないか。

【梶田会長の回答】

- 令和2年の半数改選における候補者選考は法令に定める手続に則って学術会議として責任を持って行ったもの。手続に瑕疵はないため、選考のやり直しについて会員の理解を得るのはハードルが極めて高い。
- 難しい提案だと思うが、持ち帰って検討したい。

- ◎ 双方とも、引き続き対話を重ねていくことを確認。

2022年8月総会の議論と今後の方針

- ・ 2022年8月に松野長官から次期選考プロセスを通じて問題解決を図ってはどうかとの提案を受け、直後の臨時総会で会員から意見を聴取したものの、**前期の選考プロセスに瑕疵はなく、6名が任命されない具体的な理由の説明も行われない状況で、長官の提案は受け入れ難いとの意見が大勢であった。**
- ・ その後、「日本学術会議の在り方についての方針」が政府から公表され、さらに、**改正法案では次期会員選考を改正後の法律に基づいて行うことが提案され、6名の方の任命を求める前提となる学術会議の会員選考プロセスとその独立性に関わるものであった。**
- ・ 学術会議としては、**任命されていない6名は引き続き第25-26期会員候補者**であるとのこれまでの立場に立って次期会員選考を進めてきている。いったん法案の国会提出は見送られたとはいえ、政府方針として示された会員選考の考え方が政府サイドで撤回された訳ではないことから、この間状況は大きく変化していない。そうしたもとで**6人の候補者の任命をどのように実現するのか、引き続き重大な課題**として取り組んでいく。

日本学術会議の在り方に関する政府の検討への対応

- 令和4年1月21日 日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ
※日本学術会議会長はその職責上、総合科学技術・イノベーション会議の構成員ですが、本件議論においては日本学術会議の現状に関する資料や見解の説明者として参加したにとどまり、取りまとめの作成には関与していません。
- 1月21日 小林内閣府特命担当大臣(科学技術政策)との面談
小林大臣からは、あらかじめ決め打ちすることなく丁寧に検討を進め、できれば夏までには政府としての方針を示したいこと、日本学術会議とコミュニケーションをとりながら、引き続き未来志向で取り組んでいきたいことなどのコメント
- 2月1日 会長メッセージ(総合科学技術・イノベーション会議「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」(令和4年1月21日)について)の発出
- 9月6日 学術会議を担当する山際内閣府特命担当大臣(経済財政政策)との面談
- 10月21日 山際大臣に対して、政府の方針の早期公表についてお願いする文書を送付
- 11月10日 学術会議を担当する後藤内閣府特命担当大臣(経済財政政策)との面談、政府の方針の早期公表を要請
- 11月28日 日本学術会議会長談話「日本学術会議法改正に関わる今般の報道について」の公表

日本学術会議の在り方に関する政府の検討への対応

- 12月6日(火):内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』(令和4年12月6日)
<https://www.cao.go.jp/scjarikata/index.html>
- 12月8日(木)・21日(水):総会
 - 12月21日:総会声明「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』(令和4年12月6日)について再考を求めます」
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186.pdf>
 - 12月27日:「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』に関する懸念事項」
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186-setumei.pdf>
- 2023年2月16日(木):臨時幹事会。内閣府からの「検討状況」説明と質疑応答
 - 2月16日:「日本学術会議法の見直しについての検討状況」
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/338-minaoshi.pdf>
 - 2月22日(水):「2月16日第338回幹事会における内閣府からの『検討状況』説明についての懸念事項」
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/339-kenen.pdf>
- 3月8日(水)、9日(木):政府から衆参両院に法案提出が遅れることの説明
- 4月5日(水):臨時幹事会。内閣府からの「検討状況」説明と質疑応答
 - 内閣府「日本学術会議法の見直しについての検討状況」
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/341-minaoshi.pdf>
- 4月10日(月)-13日(木):会員説明会
 - 164名の会員が参加

日本学術会議の在り方に関する政府の検討への対応

令和5年

- 4月18日 第187回総会において、
勧告「日本学術会議のあり方の見直しについて」
声明「「説明」ではなく「対話」を、「拙速な法改正」ではなく「開かれた協議の場」を」
を取りまとめ、公表
- 4月27日 会長メッセージ「学術の発展とより良い役割発揮のために、広く関係者を交えた開かれた協議の場を」の公表
※日本学術会議法改正案の通常国会への提出が見送られ、丁寧に議論し、早期に結論を得るとされたことを受けて、広く学術会議に関わる関係者を交えた開かれた協議の場を作ることを求めるもの。
- 6月15日 幹事会において、内閣府から「日本学術会議の在り方の見直しに関する今後の進め方」について説明・質疑
「日本学術会議が「開かれた協議の場」に求めるもの(会長覚書)」の公表

学術会議の対応と発信、支援

- 各国アカデミー調査の実施
- 学協会、関係団体等への意見交換
 - 1月30日(月)、31日(火): 連携会員、学協会への説明会
 - 1月30日: 249名、1月31日: 192名参加
 - 大学・研究機関関係団体との面談
- 社会への発信
 - 会長から社会に向けたメッセージ「対話の始まりとして」(2023年1月26日)、「新たな信頼関係への一歩」(2023年5月26日)
 - 論説懇談会、記者懇談会
- 学術会議HPIに「日本学術会議の在り方について(政府方針、懸念事項など関連資料)」のページ
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/division-20.html>
- 多くの学協会等からの支援
 - 学協会等からの声明 <https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/seimei230407.pdf>
 - 2023年6月29日現在、168の協力学術研究団体による97声明、その他日本医学会連合など36団体による声明
 - 2月14日(火): 歴代会長による記者会見。声明「岸田文雄首相に対し日本学術会議の独立性および自主性の尊重と擁護を求める声明」
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/seimei230214.pdf>
 - 2月22日(水): ノーベル賞受賞者とフィールズ賞受賞者による声明「日本学術会議法改正につき熟慮を求めます」が梶田隆章会長宛に届く
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/seimei230219.pdf>
 - イタリア、ドイツ、米国、フランス、英国のアカデミーからの書簡
 - 3月7日(火)-8日(水): Gサイエンス学術会議
 - 記者会見 <https://www.youtube.com/watch?v=pvrO7s8Rlq8>

法改正案をめぐる論点・問題点(1)(令和5年4月総会)

•【法改正をめぐる手続・プロセス】

- 法改正案について、今通常国会(会期は6月21日までの予定)に提出する予定との説明だが、**法改正案はいまだ学術会議に示されていない。十分に意見を聞いた、協議をつくしたといえるか。**
- 説明責任の強化や会員等の選考プロセスの改善を学術会議はすでに自主的に取組を進めている。法改正の趣旨の説明としても、「学術会議が進めている取組を法で定めることによって取組を推進する、後退させない」と説明。**立法事実がないのではないか。**

法改正案をめぐる論点・問題点(2)(令和5年4月総会)

- 1. 活動・運営 (1) **中期的な事業運営計画(6年)の作成**
 - **6年の計画を立て、「事業の具体的な目標及びその実施時期」を定めることを義務づけていることは、法が定める学術会議の職務に照らして、なじまないのではないか。**
 - (参考)第3条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。
 - 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
 - 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

法改正案をめぐる論点・問題点(3) (令和5年4月総会)

- 2. 選考・推薦・任命 (4) 会員等に求められる資質等の明確化
 - 会員等に求められる資質
 - 「優れた研究又は業績がある科学者」であることに加えて、「多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有する者」であることが、会員となる者の必須の要件となっている。
 - 現在の選考においても、同趣旨のことは会員に期待される要件、会員選考にあたって考慮事項の一つとなっている。会員に求める要件も時代・社会の変化とともに変わりうる。あらためて法に定める必要があるか。
- (5) 選考・推薦及び内閣総理大臣による任命
 - 選考諮問委員会
 - 選考諮問委員会を設置。関係機関と協議の上、選考諮問委員は会長が任命。選考に係る規則の制定並びに会員候補者の選考及び連携会員の任命の際に、あらかじめ、同委員会に諮問。学術会議は、選考諮問委員会の意見を尊重する義務
 - いまだ法改正の詳細が説明されていない
 - 政府や第三者とは独立して学術会議が選考を行うことが保証されるのか
 - 選考諮問委員を任命するにあたっての関係機関との協議＝協議がならない場合にはどうなるのか
 - 選考諮問委員会と学術会議の意見が異なる場合にはどうなるのか
 - 選考諮問委員会は、選考プロセスのどのような場面で、何について意見を開陳するのか(選考諮問委員会の権限)。他方、選考諮問委員(会)の規律はどのようになされるのか
- 現在進行中の第26期-第27期会員の選考はどうなるか。

法改正案をめぐる論点・問題点(4) (令和5年4月総会)

- 3. フォローアップ (6) 改革のフォローアップ
 - 政府は、改正法の施行後3年又は6年を目途として検証。学術会議の組織及び運営の在り方の総合的な見直しを行い、必要な措置を講ずる。
- 4. 施行日＝任期の延長の可能性？
 - 任期延長の可能性
 - 十分な協議もないままの任期延長/変更は問題
 - 任期延長されても活動ができない会員もありうる。延長期間中70才になる会員は欠員となりうる
 - 任期延長しない場合
 - 法改正案が成立した後想定される出来事
 - ①(必要があれば)政省令の制定・改正
 - ②学術会議会則の制定、改正の作成+総会での議決が必要
 - 現在示されている改正案によれば、諮問委員会の設置、選任、審議を経て、学術会議から会員の推薦
 - これを新たな会期の開始までに行うことができるのか

2023年4月総会による勧告

- 勧告「日本学術会議のあり方の見直しについて」(令和5年4月18日)
 - 「政府は、現在、立案中の日本学術会議法改正案の第211回国会(通常国会)への提出をいったん思いとどまり、日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けるべきである。」

2023年4月総会による声明

- 声明「『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」(令和5年4月18日)(抜粋)
 - 法改正案の検討状況の「丁寧な説明」ではなく、日本学術会議がより良い役割発揮をするためにどうあるべきかについて「真摯な対話」を求めている
 - 本会議に関する法改正案を当事者との真摯な対話のないままに内閣府が独自に策定するという手続上の正統性の問題
 - 法改正案に含まれる選考諮問委員会の設置、中期業務運営計画の策定そして日本学術会議の存在自体を否定するようなフォローアップ方針などが日本学術会議の独立性を毀損する可能性
 - 今回の拙速な法改正の提案をいったん取りやめ、日本学術会議のあり方を含む学術体制全般の包括的・抜本的な見直しのために、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を設けることを求めている

会長メッセージ(4月27日)

- 会長メッセージ「学術の発展とより良い役割発揮のために、広く関係者を交えた開かれた協議の場を」(2023年4月27日)
 - 既に報道等でご存じのように、4月20日、政府は検討中の日本学術会議法改正案の今国会への提出を見送ることを表明しました。(中略)
 - 政府も「このまま法案を閣議決定した場合、学术界と政府との決定的な決裂を招く恐れもある」と、今回の見送りの理由を述べています。みなさまのご支援にあらためて感謝する次第です。
 - しかし、政府はこれを機に、今の政府案に加え、「学術会議自ら主張している5要件を満たし、学術会議がその独立性の参考とする主要先進国G7参加国並みの制度・体制等を持った特殊法人などの民間法人とする案」も検討の対象とすると表明しています。また、日本学術会議担当の後藤大臣は、総理から改めて学術会議と丁寧に議論し、早期に結論を得るよう指示されたと述べています。
 - 日本学術会議としては、先日(4月18日)の総会において会員が全会一致で議決した政府への勧告において述べているように、「日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けるべき」と考えています。日本学術会議を政府機関にとどめるか、民間法人とするかという論点に限定せず、日本の学術の発展のために真に求められることを、必要かつ十分な時間をかけて検討するために、広く学術に関わる関係者を交えた開かれた協議の場を作ることを求めていく所存です。
 - 日本の学術を今後も発展させるために、そして、社会に貢献するという学術の役割を發揮するために、学术界と政府との間の信頼関係を回復することが今こそ求められています。日本学術会議は、2021年4月に総会が決定し、公表した「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に基づき、社会に対する責任を果たすために、自ら改革を着実に実行しており、今後も続けてまいります。そして私は、日本の学術の発展を実現し、社会において学術がよりよい役割を發揮するための検討の場とするという強い決意を持って、これからの協議の場に臨みたいと考えています。

アカデミーがその役割を担うのに不可欠な5つの要件

- 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(2021年4月総会)
 - ①学術的に国を代表する機関としての地位
 - ②そのための公的資格の付与
 - ③国家財政支出による安定した財政基盤
 - ④活動面での政府からの独立
 - ⑤会員選考における自主性・独立性

「有識者懇談会」の設置

- 2023年6月15日幹事会において、内閣府より「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の開催について」(検討中)について説明
<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryos345-2.pdf>
 - 趣旨:「**学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年●月●日閣議決定)を踏まえ、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討する**」
 - (参考)骨太方針2023:「日本学術会議の見直しについては、これまでの経緯を踏まえ、**国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る。【内】**」
 - Cf. 「司令塔機能の実効性の確保のため、引き続き、統合イノベーション戦略推進会議等を通じた関係司令塔会議や関係府省との連携を促進。【科技】」
 - Cf. 「科学技術・イノベーション推進事務局による司令塔機能の強化の状況について検討を加え、必要に応じて、司令塔機能やその体制について見直しを図る。【科技】」

「有識者懇談会」の検討項目案

- 検討項目案
 - これまでの経緯及び政府案について
 - 今期の日本学術会議の主な活動状況について
 - 主要先進国におけるアカデミーの状況等について
 - 組織形態の在り方の基本的な方向性について
- 学術会議も参加(懇談会構成員の外枠で)

日本学術会議が「開かれた協議の場」に 求めるもの(会長覚書)(1)

• 1. 議論の範囲

- 「開かれた協議の場」での議論の範囲は「日本学術会議のあり方を含む学術体制全体の抜本的な見直し」であることが望ましい。
- 議論の範囲を、これまで準備されてきた学術会議法の改正案かそれとも法人化かという論点のみとすることは、日本の学術の抱える課題を矮小化するものであり、日本学術会議のあり方を議論するうえでも妥当とは言えない。

日本学術会議が「開かれた協議の場」に 求めるもの(会長覚書)(2)

• 2. 想定される論点

- 「学術体制全体の見直し」が必要という観点から
 - ナショナルアカデミーとは何か、そしてその役割は何か
 - 日本におけるナショナルアカデミーの役割はどうあるべきか(関連する機関としての総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)、日本学術振興会(JSPS)や科学技術振興機構(JST)などのファンディング機関、日本学士院、政府の審議会や有識者会議、各種シンクタンク等からなる学術生態系の総体のなかでの検討が必要)
 - 立法府との関係
 - その人員や財政などを含む組織の在り方 等

日本学術会議が「開かれた協議の場」に 求めるもの(会長覚書)(3)

- 3. 会議の形態、スケジュールなど
 - 議論を実りあるものにするために、委員の数は10人程度にとどめることが必要
 - 透明性の高い議論の場とするために、議論は公開とし、議事録は発言者の氏名を明記して公表する
 - 学術が直面する課題について当事者の十分な理解を醸成し、ナショナルアカデミーである日本学術会議の日本の学術体制における役割について十分な議論が尽くされることが必要であり、(中略)スケジュールありきとするべきではない。

日本学術会議が「開かれた協議の場」に 求めるもの(会長覚書)(4)

- 「今回、日本学術会議法改正案の国会提出を見送り、政府として学術会議のあり方を丁寧に議論する場を設けるとされたことは、政府と学術の建設的関係を今後に向けて築き発展させていく糸口が維持されたことを意味すると考えている。
- 私たちは、今回設置される議論の場が、学術体制全般について「開かれた協議の場」となることを期待している。しかし、これらの私たちの考えがすべて満たされない限り、今回の議論の席にはつかないというような頑なな態度を取るものではない。しかるべく設定された場には参加して、私たちの考える「協議の場」にふさわしい実質が備わるように努力していく。」

御議論いただきたい点

- 日本の学術体制の中で、そして国際的に連携して、学術会議はいかなる役割を果たすべきか。その役割をよりよく果たすための学術会議のあり方はいかにあるべきか。
- 有識者懇談会の議論を意義あるのものとするために、その議論に反映すべきことについて会員みなさまのご意見をいただきたい。

日本学術会議法の一部を改正する法律案（検討中）

【中期業務運営計画】

- 一 日本学術会議は、会員の任期が始まる日の属する年度ごとに、当該年度以後の六年間についての業務の運営に関する計画を定めなければならない。
- 二 中期業務運営計画においては、次に掲げる事項を定める。
 - 1 科学に関する重要事項の審議のうち、中期業務運営計画に係る期間において行うものに関する事項
 - 2 日本学術会議が行った審議の成果の実現を図るために実施する業務に関する事項
 - 3 国内の大学、研究機関、学術に関する団体その他の科学に関する研究に係る団体との連携の強化のために実施する業務に関する事項
 - 4 学術に関する国際団体及び海外の科学者の代表機関との交流その他の科学に関する研究に係る国際交流の推進のために実施する業務に関する事項
 - 5 日本学術会議の活動について、行政、産業界及び国民の理解を深め、並びに広く行政、産業界及び国民の意見を反映させるようにするために実施する業務に関する事項
 - 6 委員会の設置、構成その他の委員会の組織の編成に関する基本的な方針
 - 7 その他日本学術会議規則で定める事項
- 三 中期業務運営計画には、二の2から5までに掲げる事項として、当該各号に規定する業務に関する目標及び実施時期を定めなければならない。
- 四 日本学術会議は、中期業務運営計画を定め、又は変更したときは、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

【評価】

- 一 日本学術会議は、毎年度、運営の状況について、自ら評価を行わなければならない。
- 二 日本学術会議は、評価を行ったときは、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該結果を踏まえて、運営の改善のために必要な措置を講じなければならない。
- 三 日本学術会議は、評価を行うに当たっては、会員及び連携会員以外の者であって学識又は経験を有するものの意見の聴取その他の方法により、行政、産業界及び国民の意見を適切に把握するよう努める。
- 四 一から三までに定めるもののほか、評価の基準及び方法その他評価に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。

【幹事会】

幹事会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 日本学術会議の運営に関する事項を審議すること。
- 2 各部が行う事務に関し、各部の間の調整並びに各部に対する援助及び助言を行うこと。

【会員の推薦及び連携会員の任命の手続】

- 一 日本学術会議は、日本学術会議規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者であって多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有するもののうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦する。
- 二 日本学術会議は、会員の候補者の選考に当たっては、会員、連携会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずる。
- 三 日本学術会議は、会員の候補者の選考に当たっては、その構成について年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにするとともに、会員の候補者について国際的な研究活動の業績、行政、産業界等との連携による活動の業績、研究成果の活用に関する業績その他の多様な業績を考慮し、先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるよう配慮する。
- 四 日本学術会議は、会員の候補者を選考するときは、あらかじめ、七に規定する選考諮問委員会に諮問しなければならない。
- 五 連携会員の任命は、日本学術会議規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者であって多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有するものうちから行う。
- 六 二から四までの規定は、会長が連携会員を任命する場合について準用する。
- 七 日本学術会議に、四（六において準用する場合を含む。）及び十七の規定による諮問に応じ、会員の候補者の選考及び連携会員の任命に関する事項について審議し、意見を述べる組織として、選考諮問委員会を置く。
- 八 選考諮問委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、日本学術会議及び会長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 九 日本学術会議及び会長は、選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない

ない。

十 選考諮問委員会は、選考諮問委員五人をもって組織する。

十一 選考諮問委員は、会員及び連携会員以外の者であつて、科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における科学に関する研究成果の活用の状況又は科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、次に掲げる者と協議の上、会長が任命する。

1 内閣府設置法第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術・イノベーション会議の議員の中から総合科学技術・イノベーション会議が選定する者

2 日本学士院の院長

十二 十一の各号に掲げる者は、日本学術会議が独立して第三条各号に掲げる職務を行うこと等の日本学術会議の運営上の特性に十分配慮するとともに、選考諮問委員の選考が十一の規定の趣旨に照らし適切であるかどうかについて自らの経験及び識見に基づき公正に判断することを旨として、十一の協議を行う。

十三 選考諮問委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選考諮問委員の任期は、前任者の残任期間とする。

十四 選考諮問委員は、再任されることができる。

十五 選考諮問委員は、非常勤とする。

十六 七から十五までに定めるもののほか、選考諮問委員会の組織及び選考諮問委員その他の選考諮問委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

十七 会長は、一及び五の日本学術会議規則を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ、選考諮問委員会に諮問しなければならない。

【その他】

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 中期業務運営計画の規定は、この法律の施行後最初の会員の任期が始まる日の属する年度から適用する。

三 評価の規定は、令和六年四月一日に開始する年度以後の日本学術会議の運営の状況について適用する。

四 令和五年九月三十日に任期が満了することとなる会員の任期は、令和六年三月三十一日までとする。

五 令和八年九月三十日に任期が満了することとなる会員の任期は、令和九年三月三十一日までとする。

六 令和五年九月三十日に任期が満了することとなる会長、副会長、部長、副部長又は幹事の任期は、令和六年三月三十一日までとする。

- 七 この法律の施行後最初に任命される選考諮問委員の任期は、令和六年九月三十日までとする。
- 八 二から七までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- 九 政府は、この法律の施行後三年及び六年を目途として、日本学術会議法の施行の状況及び日本学術会議の運営の状況を検証し、その結果に基づいて、目的をより効果的に実現する観点から、中期業務運営計画に定めるべき事項、評価の方法その他の日本学術会議の運営の適正化を図る仕組みの在り方、会員の定員数、任期、定年及び選考の方法その他の会員及び連携会員に関する制度の在り方、会長の権限及び選任の方法その他の日本学術会議の役職の在り方その他国の行政機関以外の組織形態とすること及びその場合の財政基盤の確保の方法も含めた日本学術会議の組織及び運営の在り方についての総合的な見直しを行い、法律の改正その他の必要な措置を講ずる。

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）

附 則（平成一六年四月一四日法律第二九号）

第四条 一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員（以下「新会員」という。）の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二 日本学士院の院長

4 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

○日本学術会議会員候補者選考委員会令（平成十六年政令第百六十二号）

（委員の数）

第一条 日本学術会議法の一部を改正する法律附則第四条第二項の政令で定める数は、三十人とする。

（委員長）

第二条 日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第三条 委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第四条 委員会の庶務は、日本学術会議の事務局において処理する。

（雑則）

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

勸告

日本学術会議のあり方の見直しについて



令和5年（2023年）4月18日

日本学術会議

この勧告は、日本学術会議第 187 回総会において決定したものである。

標記について、日本学術会議法第5条の規定に基づき、日本学術会議第187回総会の議決により、下記のとおり勧告します。

記

政府は、現在、立案中の日本学術会議法改正案の第211回国会（通常国会）への提出をいったん思いとどまり、日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けるべきである。

以上

声 明

「説明」ではなく「対話」を、
「拙速な法改正」ではなく「開かれた協議の場」を



令和5年（2023年）4月18日

日 本 学 術 会 議

この声明は、日本学術会議第 187 回総会において決定したものである。

日本学術会議法にはこのような前文があります。

「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」

これが昭和 24 年に設立された日本学術会議の基本的精神です。

第 25 期（2020 年 10 月から 3 年間）における日本学術会議の活動は、総理大臣による理不尽な任命見送り問題の解決への取り組みから始まりました。政府による任命見送りは、透明性を欠いた決定と言わざるを得ず、その理由も示されていない点で、最低限の説明責任も果たされていません。そして、今日にいたっても解決していません。このような状況の下ではありましたが、世界の変化が著しく加速しつつある 21 世紀におけるアカデミーの役割を改めて明確にするために、日本学術会議は自らの改革についても検討を開始しました。

その際、日本学術会議はアカデミーの本質的要件として 5 要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性）を提起し、今後のアカデミーの果たすべき役割、現行体制のもとでの日本学術会議の改革方策などを包括的に検討したうえで、2021 年 4 月に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表しました。そして、ここに記した改革方策を着実に実行するとともに、科学技術担当大臣との対話も開始しました。

しかし、政府の考え方を示した方針の公表という当初の約束が果たされないまま、2022 年 8 月に担当大臣が交代し、その後、新たに日本学術会議担当となった大臣のもとでも政府方針は公表されず、実質的な対話のないままに推移しました。そして、2022 年 12 月に唐突に日本学術会議法の改正という政府方針が一方的に通告されたのです。

われわれは、何の対話もないまま突如政府方針が公表され、その後直ちに 1 月から始まる通常国会に法改正案を提出するというやり方は拙速であるとの声明を出し、改めて広く学術に関わる関係者を交えた開かれた協議の場を設けて、われわれの報告書も踏まえ、真に日本の未来の学術の発展のために必要な改革の方策について議論すべきであると主張してきました。しかしこの提案は一顧だにされず、内閣府の担当者から、今通常国会に提出を予定されている法改正案についての一方的な「説明」を受けるのみの状況です。われわれは法改正案の検討状況の「丁寧な説明」を求めているのではなく、日本学術会議がより良い役割発揮をするためにどうあるべきかについて「真摯な対話」を求めているのです。

われわれの懸念は、日本学術会議法の前文にあるように「科学者の総意の下」に設立された本会議に関する法改正案を当事者との真摯な対話のないままに内

閣府が独自に策定するという手続上の正統性の問題に加えて、提案されている法改正案に含まれる選考諮問委員会の設置、中期業務運営計画の策定そして日本学術会議の存在自体を否定するようなフォローアップ方針などが日本学術会議の独立性を毀損する可能性があります*1*2。この点で、国内外の研究者や学術団体からは、日本学術会議が提起する懸念を共有する声が届いています*3。

17世紀にヨーロッパ各国でアカデミーが設立されて以来、学術の健全な発展のためには時の権力や宗教の介入を遮断することが重要という認識がはぐくまれてきました。そしてその際に考えられていたことは、政府などの権力から独立し、自律的に発展する学術がもたらす多様な見解によって、われわれの社会や世界の理解が豊かになり、そのことを通じて人類の福利への貢献が期待できることでした。学術は学術固有の時間軸のもとで編み出された論理と判断によって正当とされる見解を生み出します。この独立と自律を旨とする営みとしての学術を社会の中に備えること、これは文明の作法ともいべき事柄です。それゆえ、今回の日本政府の法改正によって、日本の国際的な評価や信頼が傷つけられるのではないかという懸念が生まれます。また、国内的にも政府と学術界の信頼関係を蝕み、研究力の低下を引き起こし、さらには学術が社会に貢献するという役割が損なわれるおそれがあります。

もとより、アカデミーの設立に際しては、それぞれの国の歴史や社会、法制度を踏まえたうえで、先に述べた5要件を実現していくことになり、その姿は多様になります。われわれは、この点も踏まえたうえで、日本における「より良き」アカデミーのあり方についての報告書を取りまとめ、その実現に取り組んでいます。このような考え方のもとでわれわれは政府に対して、今回の拙速な法改正の提案をいったん取りやめ、日本学術会議のあり方を含む学術体制全般の包括的・抜本的な見直しのために、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を求めることを求めているのです。今回の法改正を「日本の学術の終わりの始まり」にしてはならないと考えるからです。

*1: 内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』に関する懸念事項（第186回総会による声明に関する説明）（令和4年12月27日）

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186-setumei.pdf>

*2: 2月16日第338回幹事会における内閣府からの「検討状況」説明についての懸念事項

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/339-kenen.pdf>

*3: 日本学術会議の在り方について（政府方針、懸念事項など関連資料）

※日本学術会議の在り方についての方針に対する声明一覧等を掲載しています。

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-20.html>

会長メッセージ

「学術の発展とより良い役割発揮のために、広く関係者を交えた開かれた協議の場を」

令和5年4月27日

日本学術会議会長 梶田隆章

既に報道等でご存じのように、4月20日、政府は検討中の日本学術会議法改正案の国会への提出を見送ることを表明しました。この間、拙速な法改正の動きや改正法案の内容について、日本学術会議のみならず、多数の学協会等から懸念の表明が続きました。さらに、日本学術会議の歴代の会長や内外のノーベル賞等受賞者からも拙速な法改正を思いとどまり、対話をすべきという声明が寄せられました。政府も「このまま法案を閣議決定した場合、学術界と政府との決定的な決裂を招く恐れもある」と、今回の見送りの理由を述べています。みなさまのご支援にあらためて感謝する次第です。

しかし、政府はこれを機に、今の政府案に加え、「学術会議自ら主張している5要件を満たし、学術会議がその独立性の参考とする主要先進国G7参加国並みの制度・体制等を持った特殊法人などの民間法人とする案」も検討の対象とすると表明しています。また、日本学術会議担当の後藤大臣は、総理から改めて学術会議と丁寧に議論し、早期に結論を得よう指示されたと述べています。

日本学術会議としては、先日（4月18日）の総会において会員が全会一致で議決した政府への勧告において述べているように、「日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けるべき」と考えています。日本学術会議を政府機関にとどめるか、民間法人とするかという論点に限定せず、日本の学術の発展のために真に求められることを、必要かつ十分な時間をかけて検討するために、広く学術に関わる関係者を交えた開かれた協議の場を作ること求めていく所存です。

日本の学術を今後も発展させるために、そして、社会に貢献するという学術の役割を發揮するために、学術界と政府との間の信頼関係を回復することが今こそ求められています。日本学術会議は、2021年4月に総会が決定し、公表した「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に基づき、社会に対する責任を果たすために、自ら改革を着実に実行しており、今後も続けてまいります。そして私は、日本の学術の発展を実現し、社会において学術がよりよい役割を發揮するための検討の場とするという強い決意を持って、これからの協議の場に臨みたいと考えています。

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の開催について

〔令和5年●月●日〕
〔内閣府特命担当大臣決定〕

1. 趣旨

日本学術会議が、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年●月●日閣議決定）を踏まえ、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するため、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成員

懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、懇談会には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 公開等

率直な意見交換を行うため、懇談会は非公開とするが、議事録を作成し、会議後速やかにホームページ等において公開する。

4. 庶務

懇談会の庶務は、大臣官房総合政策推進室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

検討項目等（案）

- これまでの経緯及び政府案について
- 今期の日本学術会議の主な活動状況について
- 主要先進国におけるアカデミーの状況等について
- 組織形態の在り方の基本的な方向性について

6月15日（木）日本学術会議幹事会における笹川内閣府大臣官房総合政策推進室長からの説明

内閣府の笹川でございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。今ご紹介いただきましたとおり、学術会議の在り方に関する今後の政府の進め方ということでお話しさせていただきます。

学術会議の在り方の見直しにつきましては、4月20日に岸田総理、それから、後藤大臣から、今国会での法案の提出を見送るとともに、今の政府の案や法人とする案を俎上に載せて、丁寧に議論し早期に結論を得ることとしたい、というふうに発表したところです。これを踏まえまして、内閣府において、具体的な進め方について検討をしてきましたが、この度、後藤大臣の下に有識者懇談会を設けるということにしたいと考えますので、その旨をお話しにまいりました。資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

まず趣旨は、学術会議が、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在で在り続けるという観点から、求められる機能、それにふさわしい組織形態の在り方について検討していただくものでございます。この趣旨の二行目に、経済財政運営と改革の基本方針2023を踏まえ、と書いてありますところの趣旨・意味は、先ほど言及した4月20日の総理の指示のとおり、国の機関として存置したままで透明性を制度的に確保していくという、前回の総会で政府側から申し上げた案、それから、これまでの経緯を踏まえて、主要先進国並みの制度、体制を持った特殊法人などの民間法人とする案を俎上に載せて、丁寧に議論し、早期に結論を得るということでございました。骨太の方針にもそういうことが書かれております。

議論するテーマ、対象は、学術会議の在り方、求められる機能と組織形態の在り方ということですが、学術会議が学術の進歩に寄与するということはどういうことか、高い視点から、行政、産業、国民生活に科学を反映させるというのはどういうことか、あるいは学術会議は国民から理解され信頼されていく、そういう存在であり続けるためには何が必要か、そのような観点を踏まえながら、学術に関わる知識、経験を有する方々に集まっていただいて、幅広く議論していただきたい。以上が趣旨でございます。

次の2. 構成員のところでございます。構成員は、有識者、すなわち広く学術に関わる関係者ということで、いわゆるアカデミアに属する方、経済界の方などを始め、学術に関して広い観点から、あるいは高い知見をもって議論できる方を想定しています。全体で10名程度を考えています。「構成員は、別紙のとおりとする」と書いてありますけれども、具体的な人選についてはまだ調整中でございますので、決定して正式発表するまでは申し上げることができません。ご了承いただければと思います。学術会議側のメンバー、会長などについては、当事者ということもございまして、この懇談会の構成員そのものとは位置付けませんけれども、この懇談会の場に是非お出でいただいて、積極的に議論に参加していただきたい、一緒に議論していただきたいと思う次第でございます。

紙には書いておりませんが、スケジュール感についてです。この懇談会については、

今週火曜日（6/13）の記者会見で後藤大臣に質問がありまして答えているんですけども、できるだけ早く速やかに立ち上げて、丁寧に議論して早期に結論を得たい、ということをお願いしました。恐縮ですが、いつから議論ということは、人選も含めて調整中ですので、申し上げられる段階にはございません。できるだけ速やかに立ち上げて、ということだけ申し上げておきます。

同様に、具体的なアウトプットの出し方、あるいはその時期についてもまだ申し上げられる段階にはないわけですけども、早期に結論を得るようにしたいということに現時点では尽きております。

検討項目でございます。2枚目の紙をご覧くださいと思います。確定的にこういうふうな議論するんだというつもりで書いているわけではございませんが、こんなイメージという感じで想定しています。まずは政府案の考え方と、それについて何が問題だと考えられるのか。これまでの学術会議の活動状況、成果、「より良い役割発揮に向けて」に基づいて先生方が改革を進めていらしたということですので、その進捗状況、そんなことをご説明いただくとともに、海外アカデミーの状況なども確認しながら、議論を進めていくということかなというふうに思っています。これ以上のことについては、まだ立ち上げる前ですので、申し上げられることはないですけども、学術会議のこれまでの活動の状況ということについては、あるいはその成果ということについては、特に最近政府といくつかやりとりがあったような案件、例えば、いくつか審議依頼させていただいて返していただいたり、あるいは研究インテグリティについて取組をさせていただいたり、国際関係業務もいろいろ頑張っていたりしているんだと思います。そういったことをご説明いただくのかなというふうに、ここは最後、感想も交えますけれども、考えているところでございます。

紙に戻りまして、3番目の公開等のところですか。議事の公開など、運営に関する事項につきましては、最終的には構成員の皆さんの意向を踏まえて座長に決定していただくということになるかと思っておりますけれども、当然議事録は作成し、公表していくのだからと思っております。議事録に名前を付するかというのは、気にされる向きもあるようですけれども、構成員の同意が得られれば、顕名ということでよろしいかなと私は考えているところでございます。

最後に庶務です。懇談会の運営に必要な事務は、内閣府大臣官房総合政策推進室で処理いたしますけれども、当然のことながら、当然なので書いていないですけども、学術会議事務局にもご協力いただく必要があると思っておりますし、情報の共有などは、しっかり、きちんと行っていきたいというふうに考えているところでございます。

申し上げられるようなことは、これから立ち上げるという話なのであまりございませんが、以上です。何かあればお伺いいたします。

2023年6月15日

日本学術会議が「開かれた協議の場」に求めるもの（会長覚書）

日本学術会議は、2023年4月18日の第187回総会において、政府による日本学術会議法改正の動きに対して、「『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」という声明を発出した。声明では、「今回の拙速な法改正の提案をいったん取りやめ、日本学術会議のあり方を含む学術体制全体の抜本的な見直しのために、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を設けることを求めている」と述べた。以下、日本学術会議が求める「開かれた協議の場」とはどのようなものであるべきと考えているかを説明する。

1. 議論の範囲

「開かれた協議の場」での議論の範囲は「日本学術会議のあり方を含む学術体制全体の抜本的な見直し」であることが望ましい。いわゆる研究力の低下問題に象徴されるように、日本の学術の在り方には様々な軋み（きしみ）が生じている。日本学術会議は、内閣府の諮問に応じて、2022年8月5日に回答「研究力強化—特に大学等における研究環境改善の視点から—に関する審議について」を提出したところである。人類が直面する近年の諸課題に対応するために、学術の役割はますます大きくなっている。一国の国内に目を転じてみても、政策立案に学術を活用することが必須となる課題も多い。それ故に、日本学術会議のあり方の検討は同時に日本の学術体制におけるナショナルアカデミーの役割の検討にならざるを得ない。議論の範囲を、これまで準備されてきた学術会議法の改正案かそれとも法人化かという論点のみとすることは、日本の学術の抱える課題を矮小化するものであり、日本学術会議のあり方を議論するうえでも妥当とは言えない。

2. 想定される論点

以上の点をふまえると、想定される論点には次のようなものが考えられる。

- ・ ナショナルアカデミーとは何か、そしてその役割は何か
- ・ 日本におけるナショナルアカデミーの役割はどうあるべきか（関連する機関としての総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）、日本学術振興会（JSPS）や科学技術振興機構（JST）などのファンディング機関、日本学士院、政府の審議会や有識者会議、各種シンクタンク等からなる学術生態系の総体のなかでの検討が必要）
- ・ 立法府との関係
- ・ その人員や財政などを含む組織の在り方 等

3. 参加者の人数や属性、事務局

議論を実りあるものにするために、委員の数は 10 人程度にとどめることが必要である。想定される論点に関係する者については、必要に応じて意見聴取することで対応し、いたずらに網羅的な委員構成にはしない。

また、透明性の高い議論の場とするために、議論は公開とし、議事録は発言者の氏名を明記して公表する。

事務局は、内閣府とし、日本学術会議事務局が協力する。

4. スケジュール

この議論において、学術が直面する課題について当事者の十分な理解を醸成し、ナショナルアカデミーである日本学術会議の日本の学術体制における役割について十分な議論が尽くされることが必要であり、その議論の性格に鑑みれば、スケジュールありきとするべきではない。

以上が、日本学術会議が考える「協議の場」のあるべき姿である。

今回、日本学術会議法改正案の国会提出を見送り、政府として学術会議のあり方を丁寧に議論する場を設けるとされたことは、政府と学術の建設的関係を今後に向けて築き発展させていく糸口が維持されたことを意味すると考えている。

私たちは、今回設置される議論の場が、学術体制全般について「開かれた協議の場」となることを期待している。しかし、これらの私たちの考えがすべて満たされない限り、今回の議論の席にはつかないというような頑なな態度を取るものではない。しかるべく設定された場には参加して、私たちの考える「協議の場」にふさわしい実質が備わるように努力していく。

以上